

教第26号議案

教育委員会公印規則の一部を改正する規則について  
神戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年10月26日提出

神戸市教育委員会事務局  
事務局長 高田 純

理 由

公印を押印する文書を軽減することにより、文書事務手続きの効率化及び迅速化を図るに当たり、規則を改正する必要があるため。

神戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 月 日

神戸市教育委員会  
教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

神戸市教育委員会公印規則（昭和42年7月教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(押印の使用)</p> <p>第12条 文書への公印の押印は、次に掲げるものについて行うものとする。</p> <p>(1) [略]</p>	<p>(押印の使用)</p> <p>第12条 文書への公印の押印は、次に掲げるものについて行うものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 神戸市教育委員会又は当該文書の名宛人の権利義務に重要な影響を及ぼす文書</u></p> <p><u>(3) 事実の証明に関する文書その他当該文書が真正であることを特に</u></p>

<p>(2) <u>前号</u>に掲げるもののほか、特に公印を押印すべき事情があると認められる文書</p> <p>2 [略]</p>	<p><u>認証する必要があると認められる文書</u></p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、特に公印を押印すべき事情があると認められる文書</p> <p>2 [略]</p>
--	---

附 則

この規則は、令和5年11月1日から施行する。